



① 補助対象住宅の工事完了

◇申請は、補助対象住宅の工事完了後、**国又は東京都の補助金交付を受けた後**です。



② 申請書・添付資料の作成

◇申請書を作成し、必要資料を準備してください。

(申請書および添付書類の作成は、代理の業者等が行っても構いませんが、区役所は申請者と業者との間に生じた問題等には関与できません。また、業者等とは緊密に連絡が取れるようにして下さい。)



③ 申請書等の提出

◇申請方法…環境政策課窓口へ持参、郵送、もしくはオンライン申請システムでご提出ください。(申請書等の提出は、代理人でも可能です。)

※郵送の場合、遅延・不着等の責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。

※「⑥補助金交付請求書兼口座振替依頼書の提出」で再度のご提出が難しい場合は、補助金交付請求書兼口座振替依頼書も併せてご提出いただいても構いません。



④ 申請受付・内容審査

◇申請受付後、受付順に内容の審査を行います。不明な点は、区役所から電話等でご連絡する場合があります。

◇審査の結果、一部又は全部が補助対象とならない場合もありますので、ご注意ください。(要件を満たしていない場合等)



⑤ 補助金交付決定通知書及び補助金交付請求書兼口座振替依頼書の送付

◇補助金交付決定通知書を、申請者ご本人宛に送付します。

◇申請受付後、**1～2か月程度**で通知書をお送りします。



⑥ 補助金交付請求書兼口座振替依頼書の提出

◇「③申請書等の提出」の段階で既にご提出いただいている場合は、提出不要です。



⑦ 補助金の交付

◇申請時にご提出いただいた、「口座振替依頼書」に記載の口座へ、振り込み手続きを行います。



⑧ 補助金の振込確認

◇振込完了のご連絡は行っておりませんので、ご自身で通帳記帳のうえご確認ください。(通帳には「カンキョウセイサ アダチカケイカンリヤ」と印字されます。)

◇振り込みには、補助金交付決定通知書の送付後、**2～3週間程度**かかります